

## 支給手続について

### 1. 令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

#### (1) 令和4年6月1日と世帯構成が同一

(令和4年6月2日以降から基準日までに入転した方がいない世帯)

- ・令和4年1月1日及び基準日(令和4年9月30日)時点で当町の住民基本台帳に登録されている、対象となる世帯へ**11月中旬(予定)**に確認書を送付します。
  - ・確認書には「過去の給付金(※)」を支給した口座を記載する予定となっています。下記確認事項を確認し、世帯主氏名、確認日、連絡先(電話番号)等を記入して、当町の窓口へ返送または直接ご提出ください。
- (※)過去の給付金…令和3年度又は令和4年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金等

#### 【確認事項】

- (1) 記載された振り込み口座の番号に誤りがないか
- (2) 住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
- (3) 住民税課税となる所得があるのに未申告者はいないこと

※確認書の提出期限は令和5年1月31日です。

#### (2) 上記(1)以外の世帯

- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ・申請書に必要な事項を記入して、添付書類(本人を確認できる書類の写し、振込先金融機関口座確認書類の写し)とともに当町の窓口へ郵送または直接ご提出ください。  
(世帯の中に令和4年度住民税未申告の方がいる場合は、その方の住民税申告が必要です。)
- ・世帯の中に令和4年1月2日以降に当町に入転された方がいる場合は令和4年1月1日時点でお住まいの市町村が発行する令和4年度住民税非課税証明書の写し(該当する方全員分)が必要です。
- ・申請書…当町の窓口でお渡し、又はホームページからダウンロードしてください。

※申請期限は令和5年1月31日です。

### 2. 令和4年1月から令和4年12月の家計急変世帯

- ・申請時点で当町の住民基本台帳に登録されている世帯が対象となります。
- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ・申請書に必要な事項を記入して、添付書類(本人を確認できる書類の写し、振込先金融機関口座確認書類の写し、申請時点の世帯の状況を確認することができる戸籍謄本又は住民票の写し及び令和4年中の収入の見込額又は任意の1か月の収入の状況を確認できる書類の写し等)とともに当町の窓口へ郵送または直接ご提出ください。
- ・予期せず家計が急変したことの背景には、電力等の価格高騰に起因するものに限るものではなく、新型コロナウイルスの影響によるものも含まれます。一方で、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるもので、収入がない時期を対象月として支給申請した場合には、予期せず収入が減少したわけではないため、支給要件を満たしません。

**!** 予期せず収入が減少したわけではないにもかかわらず意図的に給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

- ・申請書…当町の窓口でお渡し、又はホームページからダウンロードしてください。

※申請期限は令和5年1月31日です。

## 支給対象外となる世帯

1. 令和4年10月1日以降の入国者等のみで構成される世帯(令和4年9月30日において日本全国のいずれかの市区町村の住民基本台帳に登録されていることが要件となるため)。
2. 住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯。
3. 基準日において、住民税均等割が課されないことについて、租税条約の適用を届けている者がいる世帯。

## DV等避難者等特別な配慮を要するかたへ

DV等で住民票を動かさず、朝日町に避難中の方も、給付金をご自身が受給できる可能性があります。住民票上の世帯主が既に給付金を受給した場合でも、一定の要件を満たせば避難者の方が受給することができます。給付金を受給する手続きについては、保険福祉課まで電話等でお問い合わせください。

問い合わせ先

内閣府コールセンター  
TEL 0120-526-145  
受付時間 平日 9時~20時  
※12月29日~1月3日を除く

保険福祉課  
「緊急支援給付金」特設窓口  
TEL 377-5659  
受付時間 平日 8時30分~17時15分